

令和3年度版

しまね酪農振興の手引き



令和3年8月
島根県 農畜産課
畜産振興グループ

【注意】

本資料には、国および島根県、JAしまねの酪農振興に係る事業概要を掲載しています。事業の詳細については、要綱・要領等をご確認ください。

また、市町村によっては支援事業がありますので、別途、農場が所在する役場にご確認ください。

目次

■ 国事業 ■ 県事業 ■ JA事業 ■ Jミルク事業

○ 牛舎等を整備したい P1～2

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)
- 畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:施設整備事業)
- ハウス等整備事業(牛舎等整備型、牛舎等リース型)
- 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業

○ 乳用雌牛を導入したい P3

- 畜産クラスター事業(生産基盤拡大加速化事業)
- 生乳生産基盤維持拡大対策助成事業
- BVD-MD清浄化対策事業
- 畜産・酪農生産力強化対策事業(酪農経営改善対策)

○ 飼料の自給度を高めたい P4～7

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)
- 草地難防除雑草駆除技術等実証事業
- 農業競争力強化農地整備事業(県名:草地畜産基盤整備事業)
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業
(草地生産性向上対策、国産飼料資源生産利用拡大対策)
- 畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:施設整備事業)
- 持続的生産強化対策事業(環境負荷軽減型酪農経営支援事業)
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業(飼料生産利用体系高効率化対策)
- 水田活用の直接支払交付金

○ 放牧に取り組みたい P8～9

- 公共牧場機能強化等体制整備事業
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)
- 放牧再生支援事業
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業(国産飼料資源生産利用拡大対策)

○ 安定した酪農経営のための制度 P10～12

- 加工原料乳生産者補給金制度
- 国産乳製品等競争力強化対策事業
- 配合飼料価格安定制度

○ 生産性向上のため機械を導入したい P13

- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)
- 畜産環境対策リース事業
- 畜産近代化リース事業
- 畜産経営体生産性向上対策事業(畜産ICT事業)
- 酪農労働省力化推進施設等緊急対策事業(楽酪GO事業)

■ 国事業 ■ 県事業 ■ JA事業 ■ Jミルク事業

○ 新規に就農したい P14～15

- 担い手経営発展支援事業
(自営就農開始支援事業、自営就農志向者受入促進事業、認定農業者機械等整備支援事業)
- 多様な担い手確保・育成支援事業(地域農業人材育成支援事業)

○ ヘルパーを確保したい P15～17

- 酪農経営支援総合対策事業
- 島根県酪農ヘルパー事業円滑化対策事業基金(運用はJALまね事業)

○ 牛群検定を推進したい P18

- 県単強い農業づくり交付金(牛群検定推進事業)

○ 地域の特色を生かした取り組みを行いたい P18

- 産地創生事業

○ 家畜ふん尿を適切に処理したい P19～20

- 畜産クラスター事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:施設整備事業)
- 畜産高度化支援リース事業
- 堆肥舎等長寿命化推進事業
- 畜産環境対策総合支援事業
- 畜産環境総合整備事業

○ 6次産業化を目指したい P21

- 畜産クラスター事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:施設整備事業)

○ 再生可能エネルギーに取り組みたい P21

- 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

○ 施設整備や経営継続に必要な資金を調達したい P22～23

- 農業近代化資金
- 農業改良資金
- 日本政策金融公庫資金
- 農業経営改善促進資金

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策 P24

- 肥育牛経営改善等緊急対策(国産乳製品需要拡大緊急対策事業)
- 発生畜産農場等経営継続対策事業(発生農場酪農経営継続支援対策事業)
- 令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金

● 2021年度 J-ミルクの支援事業 P25

- 酪農生産基盤強化事業(生乳生産基盤強化支援事業)
- // (酪農持続可能性向上支援事業)
- 国産牛乳乳製品高付加価値化事業

● 【参考】 島根県牛乳消費拡大運動実行委員会の活動 P26

● お問い合わせは！ P27

- 島根県農林水産部農畜産課
- 島根県 農林水産振興センター農業振興部、農業部、家畜衛生部、隠岐支庁農林水産局
- 島根県畜産技術センター酪農・環境科
- 島根県農業技術センター畜産技術普及課
- JALまね畜産部酪農課
- (公社)島根県畜産振興協会
- (一社)島根県配合飼料価格安定基金協会

牛舎等の整備

事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ) 〈国〉	○家畜飼養管理施設の整備 (フリーストール牛舎、ミルクングパーラー等)	農業者の組織する団体 市町村 農協 など	1 受益農業従事者が5名以上であること 2 成果目標の基準を満たしていること 3 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること	1/2以内等
畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:施設整備事業) 〈国〉	1 家畜飼養管理施設等の整備及び補改修 2 家畜の導入 (取組主体が施設と一体的に貸し付ける場合)	○畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 【取組主体】 ・畜産を営む者 ・農協 ・株式会社(農業(畜産含む)を主たる事業とする)等 ※取組主体毎に、異なる条件あり	1 畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 2 目標頭数 地域平均または都道府県規模水準 3 成果目標 販売額、生産コスト、農業所得または営業利益の増加・削減のいずれか 4 補改修施設は、整備後の耐用年数が原則5年以上となること 5 乳用牛は、48か月未満の月齢の登録牛またはその娘牛であること 等	1 施設 1/2以内 2 乳用牛 1/2以内 (ただし、雌牛175千円以内、妊娠牛275千円以内)
ハウス等整備事業(牛舎等整備型、牛舎等リース型) 〈県〉	○牛舎や堆肥舎等の整備	・国庫補助事業を活用した場合はその実施主体 ・国庫補助事業非活用の場合は認定新規就農者等	【牛舎等整備型および牛舎等リース型】 (国庫補助活用) 国庫補助事業を導入して整備する施設の補助対象事業費の一部を補助。 【牛舎等整備型】 (国庫補助非活用) 市町村等が補助対象経費の1/3の補助を受けることが確実な場合、補助対象事業費の一部を補助 【共通項目】 農林水産省が策定した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」その他作物に準拠した農場管理を行うこと。	牛舎等整備型 (国庫補助活用) 補助対象事業費の1/4以内(上限5,000千円) (国庫補助非活用) 補助対象事業費の1/3以内(上限5,000千円) 牛舎等リース型 (国庫補助活用) 補助対象事業費の1/4以内(上限7,500千円)

牛舎等の整備

事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
中小酪農経営等 生産基盤維持・ 強化対策事業 〈国〉	1 牛舎の改築を行う場合の 資材等の共同購入に要する経 費 2 牛舎の空きスペース・つな ぎ牛舎の改良 3 飼養環境の改善 牛舎の環境改善を行う場合 の飼養管理資材の共同購入 4 暑熱対策の推進 5 供用期間の延長 分娩準備牛に対する削蹄又 は乾乳期における乳房炎の治 療等 6 後継者の経営基 盤の強化 ・ホルスタイン初任牛の導入 に要する経費 ・牛舎の改築を行う場合の資 材等の共同購入に要する経費 7 乳用牛の円滑な継承の推 進等 ・乳用牛の継承を受けた酪 農経営体等に対する奨励金の 交付に要する経費 ・乳用育成牛を導入した酪農 経営体に対する奨励金の交付 に要する経費 8 都府県中小自家育成酪農 経営体の生産基盤強化 ・中小自家育成酪農経営体が 乳用雌子牛を増頭する取組に 対する奨励金の交付	生産者集 団、農業 協同組合 、農業協 同組合連 合会等	○3者以上の 酪農経営体か ら構成される 生産者集団等 ○乳用牛確保 計画を策定す ること	定額または1/2以 内

※この他、産地創生事業〈県〉において支援が可能になる場合があります。(P18参照)

乳用雌牛の導入・保留支援事業

事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
畜産クラスター事業 (6) 生産基盤拡大加速化事業(乳用牛) 〈国〉	○乳用牛を増頭する場合に増頭奨励金を交付	【取組主体】 畜産クラスター協議会または、構成員からなる団体	1 取組主体が生乳生産拡大計画を策定していること 2 増頭奨励金の交付対象者 事業実施年度の前年度の12月時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数が120頭以下であること等 3 成果目標(翌年度)として、 1)生乳生産量の10%以上増加 2)和牛受精卵移植数の10%以上増加	定額 27.5万円/頭以内 ・24か月齢以上乳用雌牛の期末頭数から期首頭数を差し引いた増頭数 ・外部導入(原則市場)した乳用初妊牛 ・1対象者あたり60頭かつ増頭後の頭数が120頭までを上限
生乳生産基盤維持拡大対策助成事業 〈JA〉	1 後継牛確保対策助成事業 ・性選別精液の利用促進 2 育成牛保留助成事業 3 緊急導入助成事業 ・ホル初任牛の導入	酪農家		定額
BVD-MD清浄化対策事業 〈JA〉	1 導入牛のBVD-MD着地検査料金の助成 2 導入牛産子のBVD-MD検査料金の助成	酪農家		定額:900円
畜産・酪農生産力強化対策事業(酪農経営改善対策) 〈国〉	1 後継牛確保対策 ・性選別精液の利用推進 ・性選別受精卵の利用推進 2 後継牛生産のための採卵に対する支援 3 性判別精液生産機器等の導入	○畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 【取組主体】 ・畜産を営む者 ・協同組合 ・株式会社(農業(畜産含む)を主たる事業とする)等 ※取組主体毎に、異なる条件あり	○後継牛生産に向けた交配計画の策定等	定額または1/2以内

自給飼料の生産

事業名		事業内容	事業主体	補助率等
自給飼料対策		○自給飼料に立脚した経営確立に向け、飼料作物の生産拡大を図るための条件整備を行う。		
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)〈国〉	<p>○流通粗飼料及びTMRの生産、流通及び供給システムの確立を図るための飼料作物等生産利用施設等の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 混合飼料調製・供給施設 2 混合飼料貯蔵・保管庫 3 飼料作物収穫調製貯蔵施設 4 単味飼料貯蔵施設 5 地域未利用資源調製貯蔵施設 6 家畜排せつ物処理施設 7 飼料生産・調製・保管施設 8 管理棟 9 飼料給与設計用電算施設 	農業協同組合 農事組合法人 営農集団等	1/2以内
	作付条件整備	<p>○水田裏、畑等の団地化、耕作放棄地・林地等の畜産的利用、水田等における飼料作物の作付拡大を図るための飼料作物生産利用等の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料作物作付条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産ほ場整備 ・雑用水・排水施設等整備 ・耕作道整備 など 2 水田飼料作物作付条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策 ・ほ場区画拡大 ・土壌改良・診断 など 	農業協同組合 農事組合 穂人 営農集団等	1/2以内
	草地難防除雑草駆除技術等実証事業 〈国〉	<ol style="list-style-type: none"> 1 草地難防除雑草駆除技術実証事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 難防除雑草駆除対策の普及に要する経費 2) 調査分析に要する経費 3) 高位生産草地への転換に要する経費 2 高品質TMR供給支援対策事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査分析 2) TMR原料のサイレージ品質改善対策 <ul style="list-style-type: none"> ア バンカーサイロ補改修 イ TMR原料のサイレージ品質向上技術実証 	農業協同組合 農事組合法人 など	<ol style="list-style-type: none"> 1 <ol style="list-style-type: none"> 1) 定額 2) 1/2以内 3) 1/2以内 2 1/2以内 <p>上限1.7万円/10a</p>
農業競争力強化農地整備事業 (県名:草地畜産基盤整備事業) 〈国・公共〉	<p>○畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の整備、農業用施設の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・草地造成改良、放牧用林地整備等 2 利用施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎整備、隔障物整備等 	都道府県または事業指定法人	50～65%以内	

自給飼料の生産

	事業名	事業内容	事業主体	補助率等
自給飼料対策	畜産生産力・生産体制強化対策事業 草地生産性向上対策 <国>	1 リスク分散型草地改良推進 (1)リスク分散型草地改良の取組に関して行う以下の分析に対し助成 ①土壌分析、②飼料分析、③堆肥分析、 ④土壌硬度測定、⑤概況調査 (2) リスク分散型草地改良にかかる経費を助成 ①収穫適期の異なる草種導入、②多回刈り草種への転換、③耐倒伏性品種、④フロストシーディング、⑤耕盤層破碎、⑥麦類同伴播種 等	農業協同組合 土地改良区 農事組合法人 農地所有適格法人 など (直接採択事業)	1の(1) 1/2以内 1の(2) 1/2以内 17,000円 /10a上限
		2 飼料作物優良品種利用推進・安定生産対策 (1) 飼料品種の迅速普及 (2) 粗飼料増産・安定生産対策 (3) 飼料作物種子安定供給対策	民間企業 農業協同組合 一般社団法人等 (直接採択事業)	2 定額
	国産飼料資源生産利用拡大対策 <国>	1 未利用資源活用対策 (1) 未利用資源活用等の促進 ア 未利用資源の活用及び生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保、差別化畜産物の流通・販売 (2) 地域の未利用資源活用等の生産体制支援 ア 地域の未利用資源活用促進 イ エコフィードの生産拡大	1 地域間の情報交流を図ることができ、活動範囲を全国とする民間団体 (直接採択事業)	1 定額 (一部1/2以内)
	飼料生産利用体系高効率化対策 <国>	1 国産濃厚飼料生産利用推進 (1) 国産濃厚飼料生産利用普及推進 (2) 生産・利用体制構築 ア 国産濃厚飼料生産利用促進 イ 国産農耕飼料生産利用技術実践 ウ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査	1 農業協同組合 公社 農事組合法人 農地所有適格法人 など (直接採択事業)	1 定額 (一部は1/2以内)

自給飼料の生産

	事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
自給飼料対策	畜産クラスター事業 (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業) <国>	○地域の畜産の収益性の向上に資する自給飼料関連施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に係る経費の助成。 1 地域における平均飼養規模又は平均飼料作物面積以上に規模を拡大する施設。 自給飼料調整・保管、飼料原料保管施設、混合飼料等調整、供給施設 2 上記施設の補改修経費の助成	○畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 【取組主体】 ・畜産を営む者 ・農協 ・株式会社(農業(畜産含む)を主たる事業とする)等 ※取組主体毎に、異なる条件あり	1 目標頭数 地域平均または都道府県規模水準 2 成果目標 販売額、生産コスト、農業所得または営業利益の増加・削減のいずれか 3 補改修施設は、整備後の耐用年数が原則5年以上となること	1/2以内
	持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型酪農経営支援 <国>	○ふん尿の還元に必要な飼料作物面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対し、飼料作物面積面積に応じて交付金を交付	酪農家 酪農家組織	○対象者の要件 1 飼料作物面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上 2 環境負荷軽減に取り組んでいること(メニュー2つ以上実践していること)等	交付金単価 ・飼料作物面積 1.5万円以内/1ha ・有機飼料作物面積 1.5万円+3万円以内/1ha
	産地創生事業 <県>	地域の資源や強みを活かした特色ある産地を育成するために必要な取組を支援する。	農林漁業者等の組織する団体		基本補助率1/2以内 連携加算補助 市町村の補助額に対し県も同額を上乗せ

自給飼料の生産

	事業名	事業内容	事業主体	採択条件	助成単価(円/ha以内)
コントラクターの活動支援	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策<国>	<p>1 飼料生産組織強化対策</p> <p>飼料生産組織がICTの活用等により、飼料生産作業の効率化や粗飼料生産・販売の運営強化に要する経費を支援</p> <p>(1) 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及、実証</p> <p>ア 作業効率化に向けた検討に必要な経費</p> <p>イ 作業情報の電子化や分析等に必要経費</p> <p>(2) 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策</p> <p>ア 経営コンサルタントなどを活用した経営診断</p> <p>販売先、ほ場及び保管場所の確保</p> <p>イ 販売先へのサンプル輸送経費</p> <p>耕作放棄地等を利用するための機械</p> <p>レンタル経費</p> <p>ICT機器や収集作業の拡大に必要な機械の導入</p>	営農集団 農業生産法人 農事組合法人 農業協同組合 公社など (直接採択事業)	【事業実施者の要件】 粗飼料生産に係る受託作業又は契約に基づく販売向け粗飼料の生産作業を3年以上行っている組織	(1)のア 定額 (1)のイ 1/2以内 (2)のア 定額 (2)のイ 1/2以内
	事業名	事業内容	事業主体	補助率等	
水田飼料作物・稲WCS・飼料用米関係	水田活用の直接支払交付金	<p>1 戦略作物助成</p> <p>水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を直接交付</p> <p>2 産地交付金</p> <p>※以下の取組を対象としている地域に限る</p> <p>①二毛作助成</p> <p>水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、または戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせに対し助成</p> <p>②耕畜連携助成</p> <p>水田における飼料作物生産・放牧の実施に対して助成</p> <p>3 水田農業高収益化推進助成</p>	【交付対象者】 1 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農 2 取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者(耕種農家) 3 水田農業高収益化推進計画に該当する生産者	<p>1 戦略作物助成</p> <p>飼料作物 35,000円/10a</p> <p>稲WCS 80,000円/10a</p> <p>飼料用米 55,000～ 105,000円/10a</p> <p>SGS 80,000円/10a</p> <p>2 対象としている地域ごとに設定</p> <p>3 子実用とうもろこし助成 10,000円/10a</p>	

※この他、産地創生事業<県>において支援が可能になる場合があります。(P18 参照)

放牧の推進

	事業名	事業内容	事業主体	補助率等	
放牧の推進対策	公共牧場機能強化等体制整備事業〈国〉	1 強化計画の策定 2 公共牧場機能強化等体制整備 ア 機能強化等に必要な家畜導入、草地改良等 イ 機能強化等に必要な施設等の改修・整備	地方公共団体 農協 公社 農事組合法人 農業者団体 など	1 定額 2 1/2以内 ※ただし、家畜導入の上限は妊娠牛27.6万円、繁殖に供する雌牛24.6万円	
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）〈国〉	放牧利用条件整備	○集約放牧、周年放牧、夏山冬里放牧、低投入持続型放牧等の技術を導入するモデル経営を育成するために必要な放牧利用条件整備を行う	市町 農業協同組合 公社 営農集団 等	1/2以内
		未利用地活用放牧拡大整備	1 傾斜地等活用整備 傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する場合に助成		70,000円/10a以内
			2 野草地放牧地整備 未利用地、野草地等を活用した野草地放牧地の整備を行う場合に助成		10,000円/10a以内
	3 耕作放棄地活用整備 耕作放棄地等を刈払機等により放牧地を整備する場合に助成	50,000円/10a以内			
	公共牧場運営基盤整備	○公共牧場の効率的及び広域利用、公共牧場間の業務分担等による再編整備を推進するために必要な公共牧場の運営基盤整備を行う		1/2以内	

放牧の推進

	事業名	事業内容	事業主体	補助率等
放牧の推進対策	放牧再生支援事業 〈県〉	1 放牧場の適正管理体制の仕組み構築に関する取組 2 雑灌木の除去、シバや牧草の再播種による放牧場の再整備 3 牧柵の修繕、簡易牛舎の整備等の施設整備 4 地域資源を活用し、観光や食等のニーズに対応した畜産物生産	【助成対象者】 畜産クラスター協議会(またはその構成員) 牧野管理組合	1/2以内 ※ただし、1、4の取組を市町村以外が実施する場合は、県1/3、市町村1/3とする
	畜産生産力・生産体制強化対策事業(国産飼料資源生産利用拡大対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型)) 〈国〉	○繁殖基盤強化に向け繁殖雌牛や乳用牛の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築を図るために必要な次に掲げる経費を助成 1 放牧型有機畜産普及推進 2 放牧活用推進 (1) 放牧酪農 ア 放牧利用推進 イ 放牧条件整備	農業協同組合 公社 協議会 等 (直接採択事業)	1 定額 2の(1) ア 定額 イ 1/2以内 上限 1万円/10a

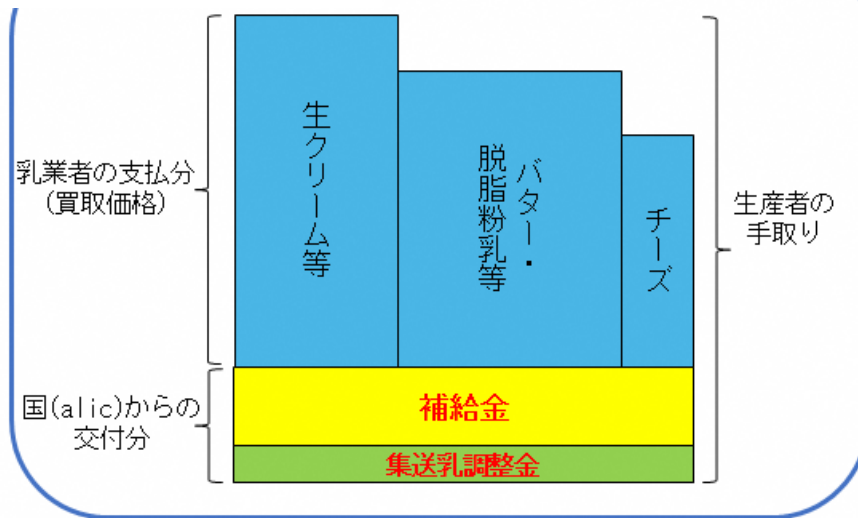
※この他、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)〈国〉において電牧器が貸付対象機械となっています。(補助率:1/2以内)

経営安定対策

○酪農経営

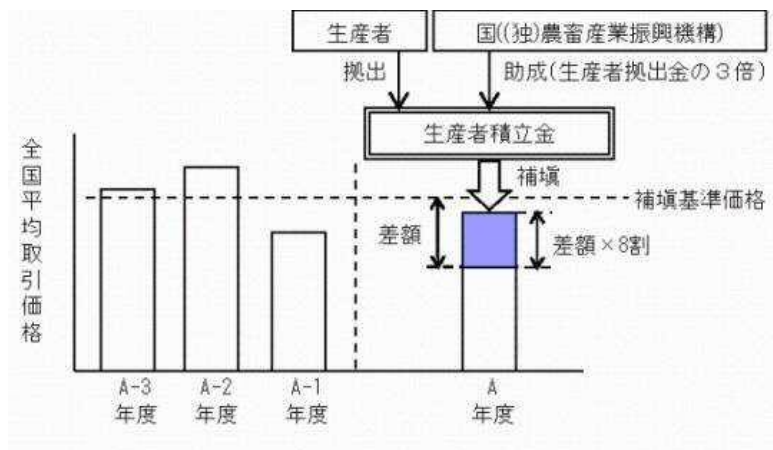
	事業名	事業内容	事業主体	根拠法令等	備考
価格 安定 対策	加工原料乳生産者補給金制度 〈国〉	1 加工原料乳(脱脂粉乳、バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳)について生産者に補給金を交付。	(独法)農畜産業振興機構 中国生乳販売農業協同組合連合会	畜産経営安定法	
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	2 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補てん。			

加工原料乳生産者補給金制度



R3 生産者補給金の単価
8.26円/kg

加工原料乳生産者経営安定対策事業



経営安定対策

○酪農経営

	事業名	事業内容	事業主体	補助率等
価 格 安 定 対 策	国産乳製品等競争力強化対策事業 〈国〉	1 国産チーズ生産奨励対策 乳質基準を満たしたチーズ向け生乳 に対する奨励金の交付に要する経費 を助成	○生乳の生産者 その他要件あり	11円以内/チー ズ向け生乳1kg

配合飼料価格安定制度

1. 配合飼料価格差補てん事業

(1) 本事業には、通常価格差補てん事業と異常価格差補てん事業の2事業があります。

(2) 通常価格差補てん事業は、畜産経営者及び配合飼料製造業者が負担する積立金をもって通常補てん財源を造成し、配合飼料の輸入価格が引上げられた場合に、一定の要件のもとに通常補てん財源を取り崩して、畜産経営者に対して、通常価格差補てん金を交付する事業です。

(3) 異常価格差補てん事業は、国からの補助金及び配合飼料製造業者が負担する積立金をもって異常補てん財源を造成し、配合飼料の輸入原料価格が異常に引き上げられた場合に、通常価格差補てん事業と一体的に一定の要件のもとに、異常補てん財源を取り崩して、畜産経営者に対して、異常価格差補てん金を交付する事業です。

(4) 価格差補てんの発動の主な要件等

区分	通常価格差補てん事業	異常価格差補てん事業
補てんの発動の要件	当該四半期に係る5品目(*)の輸入原料価格(平均輸入原料価格)が直前1年間に係る5品目の平均輸入原料価格(以下「基準輸入原料価格という。」を上回るとき	次の要件のいずれかに該当する場合 1) 当該四半期の平均輸入原料価格が直前1年間の基準輸入原料価格の115%を上回るとき 2) 発動の特例に該当するとき ア) 1)に該当しないこと イ) 平均輸入原料価格が、半年前の基準輸入原料価格の123.3%を上回ること
補てん金の限度額	当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を上回る額(但し、異常価格差補てん金が発動されるときは、その額を控除した額)	次のいずれかの額 1) 当該四半期の平均輸入原料価格が基準輸入原料価格の115%を上回る額 2) 発動基準の特例に該当するときは、通常価格差補てん金の額(異常価格差補てん金を控除する前の額)の1/3
事業主体	(一社)全国配合飼料供給安定基金(全農系) (一社)全国畜産配合飼料価格安定基金(専門農協系) (一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金(商系)	(公社)配合飼料供給安定機構

(注1) * 5品目は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦及び小麦を示す。

(注2) * 平成28年度第4四半期より、輸入原料価格の対象原料より「ふすま」は除外されました。

生産性向上機械等の整備

事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率
畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:機械導入事業) 〈国〉	○畜産クラスター計画に基づく取組を行う者が、生産コスト低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上等に必要機械装置の導入に必要な経費の一部補助	○畜産クラスター計画において中心的経営体として位置づけられていること 【取組主体】 畜産を営む者 農協 株式会社(農業(畜産含む)を主たる事業とする)等	○成果目標 販売額、生産コスト、農業所得または営業利益の増加・減少のいずれか等	1/2以内
畜産環境対策リース事業 〈国〉	○家畜ふん尿処理施設、飼料の生産・給与等施設、家畜飼養管理等施設の貸付	(一財)畜産環境整備機構	(借受者) 農協、一般社団法人若しくは一般財団法人であって農業の振興を目的とする団体、農業者等	貸付利率別途定める
畜産近代化リース事業 〈国〉	○畜産農家が利用する畜産機械施設の貸付	(公財)畜産近代化リース協会	(借受者) 農協、農業共済組合、地方公共団体、ALIC又は農協等が出資者又は構成員となっている法人等	貸付利率別途定める
畜産経営体生産性向上対策(畜産ICT事業) 〈国〉	○畜産経営体の生産性向上対策・搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械の導入・IoT機械・装置の規格にあった家畜生産性等の推進	公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 事業協同組合 事業協同組合連合会 その他農業者の組織する団体	○畜産ICT応援会議 ・事務局の設置 ・畜産を営む者が所属する団体が構成員であること等の要件あり	定額または1/2以内
酪農労働省力化推進施設等緊急対策事業(楽酪GO事業) 〈国〉	1 酪農家における労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援 2 乳用牛後継牛育成の負担軽減のため、育成牛の受入体制の強化を図る取組等を支援	・畜産を営む者が所属する団体が構成員であること等	○楽酪応援会議 ・酪農家、事業協同組合、畜産経営支援組織、乳業関連事業者等が参画する会議 ・事務局の設置 ○成果目標 ・労働時間10%以上の削減	定額または1/2以内

新規就農の支援

事業名	事業内容	事業主体	補助率
担い手経営発展支援事業 〈県〉	<p>1 自営就農開始支援事業</p> <p>(1)機械等整備支援</p> <p>認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備に要する経費を助成。</p> <p>1)施設、機械の購入若しくは設置に要する経費</p> <p>※ただし牛舎は対象外</p> <p>2)素畜の導入に要する経費(繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る)</p>	<p>1 自営就農開始支援事業</p> <p>(1)機械等整備支援</p> <p>認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備に要する経費を助成。</p> <p>1)施設、機械の購入若しくは設置に要する経費</p> <p>※ただし牛舎は対象外</p> <p>2)素畜の導入に要する経費(繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る)</p>	<p>1/3以内</p> <p>・1事業当たり補助金額は、10,000千円以内</p> <p>・1施設等当たり300千円以上</p> <p>・素畜費の上限は24.6万又は17.5万円</p>
	<p>2 自営就農志向者受入促進事業</p> <p>農業法人等が自営就農志向者の独立に向けた技能習得に必要な以下の施設等の整備に要する経費に対し助成。</p> <p>(1)機械等の購入に要する経費</p> <p>(2)素畜の導入に要する経費</p> <p>(3)自営就農志向者の労働環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費</p>	<p>農業法人、認定農業者で、次の全てを満たす者</p> <p>(1)知事と担い手育成協定を締結していること</p> <p>(2)自営就農者育成計画を作成していること</p> <p>(3)国又は県の他の補助事業等を活用する事業でないこと</p> <p>(4)国際水準GAP等の認証を取得または取得することが確実な者</p>	<p>1/3以内</p> <p>・1事業当たり補助金額は、2,500千円以内</p> <p>・1施設等当たり300千円以上</p> <p>・素畜費の上限は24.6万又は17.5万円</p>
	<p>3 認定農業者機械等整備支援事業</p> <p>認定農業者等が、経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械等の取得に係る経費を補助。</p> <p>※ただし、畜産施設(牛舎、堆肥舎等)は対象外)</p>	<p>以下の①～③を満たす者</p> <p>①人・農地プラン、産地ビジョン等に位置づけられた認定農業者</p> <p>②販売金額1,000円以上を目指す計画を策定した者</p> <p>③国際水準GAP等の認証を取得または取得することが確実な者</p> <p>※その他品目により要件あり</p>	<p>1/3以内</p> <p>・1事業当たり補助金額は、3,333千円以内</p> <p>・1施設等当たり500千円以上</p>
多様な担い手確保・育成支援事業〈県〉	<p>地域農業人材育成支援事業(半農半X開始支援)</p> <p>半農半X実践者が農業経営を開始する場合に必要な以下の施設等の整備に要する経費に対し助成。</p> <p>(1)施設、機械の購入若しくは設置に要する経費</p> <p>(2)素畜の導入に要する経費</p>	<p>市町村が認定した半農半X実践者で、半農半X実践計画書に基づき、農業経営を開始している者、または見込まれる者</p> <p>既に農業経営を開始している者については、農業経営を開始した日から起算して3年以内の者</p> <p>国際水準GAP等の認証を取得または取得することが確実な者</p>	<p>1/3以内</p> <p>・1事業当たり補助金額は、1,000千円以内</p>

ヘルパー組織の強化

事業名	事業内容	事業主体	補助率
酪農経営支援 総合対策事業 <国>	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材の育成支援 (1)JAしまね及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組 ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進に要する経費 イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進に要する経費 ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付に要する経費 エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付に要する経費 オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等に要する経費 カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進に要する経費 キ 酪農ヘルパー実践研修実施者の住宅・通勤手当の交付に要する経費 (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動に要する経費 (3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助に要する経費 (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許の申請及び資格の取得に要する経費の補助に要する経費 (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等に要する経費 (6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等に要する経費	【実施主体】 JAしまね 【取組主体】 利用組合 (農協、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、県が適当と認める法人又は農業者団体)	(1)のア 利用料金相当額の1/2以内。上限8,000円/日/人、20日以上120日以内 イ 利用料金相当額の1/2以内。上限8,000円/日/人、120日以内 ウ 1/2以内。上限25,000円/1か月/人、3か月以内 エ 1/2以内。上限37,500円/1か月/人、12か月以内 オ 1/2以内 カ 1/2以内。上限8,000円/日/人 キ 定額。上限33,000円/月/人、12か月以内 (2) 定額 (3) 定額。1,000円/出役、上限120回/年 (4) 1/2以内 (5) 1/2以内 (6) 1/2以内

ヘルパー組織の強化

事業名	事業内容	事業主体	補助率
<p>酪農経営支援 総合対策事業 <国></p> <p>※ALIC酪農経営安定対策補完事業</p>	<p>(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施に要する経費</p> <p>(8) 内定者を対象とした就農前研修の実施に要する経費</p> <p>(9) 特定技能外国人の活用 ア 外国人の活用に向けた会議の開催、調査、現地採用の実施に要する経費 イ 外国人の生活支援を行う機関への生活支援の委託に要する経費</p> <p>(10) 利用組合を対象とした酪農ヘルパー定着化研修の実施に要する経費</p> <p>2 傷病時の利用の円滑化 互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー料金の負担軽減に要する経費</p> <p>3 酪農ヘルパー利用組合の強化等</p> <p>(1)酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等に要する経費</p> <p>(2) 利用組合の運営改善 ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成に要する経費 イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化に要する経費 ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を推進するための外部委託等の推進に要する経費 エ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための電子システム導入及び運営に要する経費</p>	<p>【実施主体】 JAしまね</p> <p>【取組主体】 利用組合 (農協、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、県が適当と認める法人又は農業者団体)</p>	<p>(7) 定額。上限6,000円/泊/人</p> <p>(8) 定額。上限6,000円/泊/人</p> <p>(9) 1/2以内 (イ)は雇用した月から24か月以内</p> <p>(10) 1/2以内</p> <p>負担軽減額の1/2以内</p> <p>3の(1)～(6) 1/2以内</p>

ヘルパー組織の強化

事業名	事業内容	事業主体	補助率
酪農経営支援総合対策事業 〈国〉	(3) 広域利用調整等の促進 ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会開催に要する経費 イ 広域利用等による出役調整に要する経費 (4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進に要する経費 (5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備に要する経費 (6) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組に要する経費 (7) 酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導に要する経費	【実施主体】 JALまね 【取組主体】 利用組合 (農協、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、県が適当と認める法人又は農業者団体)	3の(7) 定額
島根県酪農ヘルパー事業円滑化対策事業基金〈県基金〉	○酪農経営支援総合対策事業内容等 ※運用は島根県酪農ヘルパー事業円滑化対策事業(JALまね事業)による	酪農経営支援総合対策事業と同様	1/2以内(一部上限あり) または国庫補助金相当額以内 ※基金の県造成額割合は1/2以内

○酪農経営支援総合対策事業負担割合の一例

酪農経営支援総合対策事業			
国庫 1/2	島根県酪農ヘルパー事業 円滑化対策事業基金 1/2		
	県 1/4	JALまね 1/8	利用組合 1/8

牛群検定の推進

事業名	事業内容	事業主体	補助率等
県単強い農業づくり交付金(牛群検定推進事業) 〈県〉	○牛群検定推進に係る経費を助成 ・牛群検定立合経費 ・生乳検査経費 ・通信費 等	○JALまね	1/3以内

特色ある産地の育成

事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
産地創生事業 〈県〉	○地域の資源や強みを活かした特色ある産地を育成するために必要な取組を支援する。	○農林漁業者等の組織する団体	1 産地構想を作成するための支援 2 産地構想を実行するために必要な経費の支援(施設、機械、生産基盤等の整備に関する経費など)	【基本補助】 1/2 【連携加算補助】 市町村の補助額に対し、県も同額を上乗せ

家畜排せつ物の適正処理・管理、堆肥の利用促進

	事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
堆肥舎等の整備	畜産クラスター事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業：施設整備事業) 〈国〉	○家畜排せつ物の悪臭や水質汚濁を防止するとともに、地域の収益性の向上に資する家畜排せつ物処理に要する施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に係る経費を助成。 ・堆肥処理施設(堆肥舎、堆肥発酵施設、堆肥調整保管施設等) ・汚水処理施設(貯留槽、浄化処理施設等) ・脱臭施設 上記施設の補改修経費を助成	畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 【取組主体】 畜産を営む者 農協 株式会社 (農業(畜産含む)を主たる事業とする)等 ※取組主体毎に異なる条件あり	P1の畜産クラスター事業を参照	施設 1/2以内
	畜産高度化支援リース事業 〈国〉	○家畜ふん尿処理施設等、飼料の生産・給与施設等、家畜飼養管理施設等を一定期間貸し付け、リース期間が終了した物件は、借受者に譲渡 ・堆肥舎、堆肥置場、発酵舎、畜産排水の浄化・液肥化処理施設等	(一財)畜産環境整備機構 【借受者】 農協 畜産農家 など		基本貸付料は、取得価額から譲渡価額(当該取得価額の10%に相当する額)を控除して得た額
	堆肥舎等長寿命化推進事業 〈国〉	○経年劣化した堆肥舎等の長寿命化を図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の補改修の実証を支援 ・補改修に必要な資材の調達・提供(塗装用資材、柱の補強材、クラック補修用資材等)	都道府県等を区域とする団体で、農業協同組合、畜産クラスター協議会等		1/2以内

家畜排せつ物の適正処理・管理、堆肥の利用促進

	事業名	事業内容	事業主体	採択条件等	補助率等
堆肥舎等の整備	畜産環境対策総合支援事業 〈国〉	<ul style="list-style-type: none"> ○堆肥の高品質化・ペレット化、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理等高度な畜産環境対策を実施する取組を支援 ・堆肥のペレット化等に係る施設又は機械の整備もしくは補改修に必要な費用 	畜産クラスター協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○成果目標 ・堆肥等のい生産・流通に係る取組 ・悪臭低減に係る取組 ・汚水処理に係る取組 ○増頭計画の作成 	1/2以内
	畜産環境総合整備事業 〈国〉	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排せつ物処理施設の機能強化等を支援し、増頭のボトルネックとなる畜産環境問題の解決を推進するため、草地、家畜排せつ物処理施設、水質汚濁防止施設などの整備を支援 	都道府県 市町村 農業協同組合 など	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育豚換算数1,000頭以上（※成牛1頭につき5.0頭） ・事業参加者数3名以上 ・受益面積10ha以上 	1/2以内

6次産業化の推進

事業名	事業内容	事業主体	採択要件	補助率
畜産クラスター事業 (1)畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業) <国>	○畜産物加工施設の整備 協議会の構成員が生産した畜産物をもとに畜産加工品を製造するための施設及び当該加工品等を販売するための施設 1 高付加価値食肉加工品の製造及び展示、販売に要する施設 2 上記施設の補改修に係る経費に助成	○畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられていること 【取組主体】 ・畜産を営む者 ・農協 ・株式会社(農業(畜産含む)を主たる事業とする)等 ※取組主体毎に、異なる条件あり	P1の畜産クラスター事業を参照	施設 1/2以内

再生可能エネルギーの導入

事業名	事業内容	事業主体	採択要件	補助率
畜産バイオマス地産地消対策事業 <国>	○家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギー地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援	市町村 畜産事業者 畜産関連事業者 農業者団体 商工業者団体 第三セクター 民間事業者 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人、 一般財団法人 NPO法人 企業組合 事業協同組合 消費生活協同組合 等	1 エネルギーと肥料の複合利用を実施すること 2 先進的な機器・技術を導入し、エネルギーの地産地消を達成すること 3 事業完了年度から5年後に次のいずれかを達成する見込みがあること ①販売額の5%以上の増加 ②生産コストの5%以上の削減 ③農業所得又は営業利益の5%以上の増加等	1/2以内

融 資 制 度

資金の種類		相談窓口	貸付利率※ (年%)	償還期限 (うち据置期間) (年以内)	貸付限度額 (万円以内)
融 資 制 度	農業近代化資金 建構築物等 造成資金 (1号資金) (農機具等 のみの場 合)	農協 銀行 信用金庫	0.10~0.30 (認定農業者 に係る貸付利 率の特例 償還期限15 年以下) (実質化され た人・農地プ ランの中心的 経営体に位 置づけられた 認定農業者 は、貸付当初 から5年間無 利子。ただし、 個人1,800万 円、法人3,600 万円までの貸 付額が対象)	認定農業者 15(7) (農機具のみ) 7(2) 認定農業者以外の 農業者 15(3) (農機具のみ) 7(2) 認定新規就農者 17(5) (農機具のみ) 10(5) 農協等 15(3) (農機具のみ) 10(2)	認定農業者 個人 3,600 法人 20,000 法人化していな い集落営農組織 20,000
	家畜購入育 成資金 (3号資金)			認定農業者 7(2) 認定農業者以外の 農業者 7(2) 認定新規就農者 10(5) 農協等 7(2)	その他の担い手 農業者 個人 1,800 法人団体 20,000
	長期運転資 金 (5号資金)			認定農業者 15(7) 認定農業者以外の 農業者 15(3) 認定新規就農者 17(5)	
	農業改良資金	日本政策 金融公庫	無利子	一定条件下 12 (3)	個人 5,000 法人 15,000

※利率は令和3年5月19日現在

融 資 制 度

	資金の種類	相談窓口	貸付利率※ (年%)	償還期限 (うち据置期間) (年以内)	貸付限度額 (万円以内)		
融 資 制 度	経営体育成 強化資金	日本政策 金融公庫	0.30	25(3)	個人 15,000 法人 50,000 ただし①～③の合 計額 ①前向き投資 負担額の 80%相当 ②再建整備資金 個人 1,000 (特認1,750 特定2,500) 法人 4,000 ③償還円滑化資金 (計画の5年(特例 10年)において支 払われるべき既往 負債支払い金の合 計)		
	農業経営基 盤強化資金 (スーパーL)				0.16～0.30 (実質化された 人・農地プラン の地域の中心 となる経営体 に位置付けら れた認定農業 者は貸付当初 5年間無利子)	25(10)	(認定農業者が対 象) 個人 30,000 (特認 60,000) 法人 100,000 (特認 300,000)
	農林漁業 セーフティー ネット資金				0.16～0.17	10(3)	一般 600
	農業経営改善促 進資金 (スーパーS)	農協 銀行 民間金融 機関 等	1.50	1(-)	(認定農業者) 個人 2,000 法人 8,000		

※利率は令和3年5月19日現在

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策

事業名	事業内容	事業主体	補助率等
肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業	<p>1 販売等価格差対策事業 乳業者等が生乳の需給調整機能を維持するとともに国産乳製品の需要拡大を図るために、国産乳製品を新規販売又は置換販売等する取組への支援</p> <p>2 国産乳製品需要拡大緊急対策推進事業 1の事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導</p>	一般社団法人日本乳業協会 全国乳業協同組合連合会 全国農協乳業協会等	定額
発生畜産農場等経営継続対策事業(発生農場酪農経営継続支援対策事業)	<p>1 代替要員等の派遣支援 発生農場の事業継続のため代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援</p> <p>2 緊急避難等支援 発生農場の事業継続を図るため、緊急的な避難に伴う乳用牛等の輸送、管理委託への支援</p> <p>3 農場等清浄支援 発生農場の清浄化や感染拡大防止のための対応に必要な器具資材等に係る経費を支援</p> <p>4 生乳再生産確保支援 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、出荷できなくなった酪農家の再生産の確保に必要な取組への支援等</p>	3戸以上の酪農経営体から構成される生産者団体 農業協同組合 農業協同組合連合会等	1~4 定額
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金	<p>新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となる農業者を支援</p> <p>○資金使途 運転資金(素畜費、飼料費等)</p>	【申込先】 島根県農業協同組合 (JALまね)	<p>○貸付限度額 年間販売額の減少額又は減少見込額(上限額:1,200万円)</p> <p>○償還期間 15年以内</p> <p>○融資利率 年0.10%</p> <p>ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする</p> <p>○保証料 年0.20%</p>

2021年度Jミルクの支援

	事業名	事業内容	事業主体	補助率等
酪農乳業産業基盤強化特別対策事業	酪農生産基盤強化総合対策事業	<p>1 生乳生産基盤強化支援事業 (1)生産基盤の改善・指導 (2)乳用牛地域育成支援対策の推進 (3)乳用牛供用年数延長支援対策の推進</p> <p>2 酪農持続可能性向上支援事業 (1)担い手育成対策 (2)酪農生産への理解醸成活動</p> <p>3 生乳生産基盤強化対策特認事業</p>	<p>1 指定生乳生産者団体、農業協同組合等</p> <p>2 指定生乳生産者団体等、3戸以上の酪農家を含む農業者によるネットワーク組織等</p> <p>3 全国酪農農業協同組合連合会等</p>	<p>1 (1)100万円以内 (2)育成牛1頭あたり1,500円 (3)3/4以内</p> <p>2 海外への研修120万円以内等</p>
	国産牛乳乳製品高付加価値化事業	<p>1 国産牛乳乳製品高付加価値化等の推進</p> <p>2 国産牛乳乳製品高付加価値化等の支援 (1) 技術・人材開発のための研修並びにSDGsの推進等 (2) 地域酪農と連携した商品開発並びにSDGsの推進等 (3) 優れた事業成果の共有化</p>	<p>【事業主体】</p> <p>1 一般社団法人 日本乳業協会</p> <p>2 (1) 乳業団体 Jミルク会員等 (2) 乳業団体、地域乳業団体、酪農乳業ネットワーク等 (3) 乳業団体、乳業者ネットワーク</p>	<p>1 1乳業者団体あたり100万円上限</p> <p>2 (1)1乳業団体あたり200万円上限等 (2)1乳業者団体100万円上限等 (3)1乳業者団体あたり100万円上限等</p>

【参考】島根県牛乳消費拡大運動実行委員会の活動

【目的】

県内の牛乳、乳製品の消費拡大を図る

【構成】

島根県酪農協議会、シマネホルスタインクラブ、しまね畜産女性ネットワーク、SHIMANE HOLSTEIN YOUNG SIRE、島根県牛乳普及協会、島根県乳業協会、島根県農業協同組合、島根県農業共済組合、公益社団法人島根県畜産振興協会、島根県農林水産部農畜産課(事務局)



【活動内容】 ※R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止のイベントあり。

- ・牛乳月間事業 街頭キャンペーン
- ・牛乳・酪農の出前講座(幼稚園・保育園対象)
- ・しまね牛乳まつりinいずも
- ・牛乳工場・牧場見学ツアー
- ・各種イベントへのブース出店(模擬搾乳体験)
- ・県ホームページでの活動紹介
- ・Facebook(県公式ページ)
- ・インスタグラム



～牛乳月間事業～

松江駅前キャンペーン



～牛乳・酪農の出前講座～

酪農家の
はなし



模擬
搾乳体験



～しまね牛乳まつりinいずも～

バターづくり体験



アイスクリームづくり体験



～アグリミーティング～

模擬搾乳体験



県ホームページの
牛乳消費拡大ページ
はこちら



島根県牛乳消費拡大
運動委員会のインス
タグラム始めました。
情報共有の場にご活用
ください。



SHIMANEKENSANGYUNYU

お問い合わせは下記の最寄りの機関へ！

問い合わせ機関	電話番号	Fax番号
農畜産課（畜産振興グループ）	0852-22-5113	0852-22-6043
東部農林水産振興センター 農業振興部	0852-32-5646	0852-32-5638
安来農業部	0854-22-2341	0854-22-4352
松江家畜衛生部（松江家保）	0852-52-5230	0852-52-3377
出雲家畜衛生部（出雲家保）	0853-43-7900	0853-43-2801
雲南農業部	0854-42-9529	0854-42-9650
出雲農業部	0853-30-5600	0853-30-5589
西部農林水産振興センター 農業振興部	0855-29-5592	0855-29-5591
川本家畜衛生部（川本家保）	0855-72-9805	0855-72-9811
益田家畜衛生部（益田家保）	0856-31-9730	0856-31-9739
邑智農業部	0855-72-9586	0855-72-9504
大田農業部	0854-84-9706	0854-84-9712
益田農業部	0856-31-9616	0856-31-9608
隠岐支庁 農林水産局 農業振興部(島後)	08512-2-9637	08512-2-9657
農業振興部(島前)	08514-7-9101	08514-7-9108
家畜衛生部（松江家保隠岐支所）	08512-2-9690	08512-2-9657
畜産技術センター 肉用牛科	0853-21-2631	0853-21-2632
酪農・環境科	0853-21-2631	0853-21-2632
繁殖技術科	0853-21-2631	0853-21-2632
しまね和牛改良科	0854-42-1035	0854-42-1034
農業技術センター 畜産技術普及課	0853-21-9110	0853-21-2632
(公社)島根県畜産振興協会	0852-21-4421	0852-21-4481
(一社)島根県配合飼料価格安定基金協会	0852-25-3726	0852-28-4844